



(2) 本局・出先機関の名称・位置及び所管区域

名 称	位 置	所 管 区 域
総務企画課 業務振興課 財務課 計画課 浄水課 給水課	千葉市花見川区幕張町5丁目 417番地24	
県水お客様センター	—	
千葉水道事務所	千葉市中央区南町1丁目4番7号	千葉市及び市原市
船橋水道事務所	船橋市高瀬町62番12号	船橋市、成田市、習志野市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市
市川水道事務所	市川市南八幡1丁目10番15号	市川市、松戸市及び浦安市
施設整備センター	船橋市高瀬町62番12号	
ちば野菊の里浄水場	松戸市栗山478-1番地	
栗山浄水場	松戸市栗山198番地	
柏井浄水場	千葉市花見川区柏井町430番地	
北総浄水場	印西市竜腹寺296番地	
福増浄水場	市原市福増47番地	
誉田給水場	千葉市緑区おゆみ野6丁目 33番地1号	
北船橋給水場	船橋市大穴北7丁目8番1号	
松戸給水場	松戸市紙敷2丁目1番1号	
水質センター	千葉市美浜区若葉3丁目1番7号	

なお、各水道事務所・支所における料金管理課、技術管理課、施設管理課、給水装置課及び工務課に係る事務については、給水区域内の各区域を以下の通り分掌する。

名 称	位 置	所 管 区 域
千葉水道事務所	千葉市中央区南町 1丁目4番7号	千葉市中央区 青葉町・赤井町・旭町・市場町・稲荷町一丁目・稲荷町二丁目・稲荷町三丁目・亥鼻一丁目・亥鼻二丁目・亥鼻三丁目・今井町・今井一丁目・今井二丁目・今井三丁目・院内一丁目・院内二丁目・鶴の森町・大森町・生実町・春日一丁目・春日二丁目・葛城一丁目・葛城二丁目・葛城三丁目・要町・亀井町・亀岡町・川崎町・川戸町・栄町・寒川町一丁目・寒川町二丁目・寒川町三丁目・塩田町・汐見丘町・白旗一丁目・白旗二丁目・白旗三丁目・新宿一丁目・新宿二丁目・新千葉一丁目・新千葉二丁目・新千葉三丁目・新田町・新町・神明町・未広一丁目・未広二丁目・未広三丁目・未広四丁目・未広五丁目・蘇我一丁目・蘇我二丁目・蘇我三丁目・蘇我四丁目・蘇我五丁目・蘇我町一丁目・蘇我町二丁目・大蔵寺町・千葉寺町・千葉港・中央一丁目・中央二丁目・中央三丁目・中央四丁目・中央港一丁目・中央港二丁目・鶴沢町・出州港・道場北町・道場北一丁目・道場北二丁目・道場南一丁目・道場南二丁目・問屋町・長洲一丁目・長洲二丁目・新浜町・仁戸名町・登戸一丁目・登戸二丁目・登戸三丁目・登戸四丁目・登戸五丁目・花輪町・浜野町・東本町・富士見一丁目・富士見二丁目・星久喜町・本千葉町・本町一丁目・本町二丁目・本町三丁目・松ヶ丘町・港町・南生実町・南町一丁目・南町二丁目・南町三丁目・都町・都町一丁目・都町二丁目・都町三丁目・宮崎町・宮崎一丁目・宮崎二丁目・村田町・矢作町・祐光一丁目・祐光二丁目・祐光三丁目・祐光四丁目及び若草一丁目
		千葉市稲毛区 小深町
		千葉市若葉区 太田町・大宮町・大宮台一丁目・大宮台二丁目・大宮台三丁目・大宮台四丁目・大宮台五丁目・大宮台六丁目・大宮台七丁目・小倉町・小倉台一丁目・小倉台二丁目・小倉台三丁目・小倉台四丁目・小倉台五丁目・小倉台六丁目・小倉台七丁目・貝塚一丁目・貝塚二丁目・貝塚町・加曾利町・北大宮台・坂月町・桜木一丁目・桜木二丁目・桜木三丁目・桜木四丁目・桜木五丁目・桜木六丁目・桜木七丁目・桜木八丁目・桜木北一丁目・桜木北二丁目・桜木北三丁目・高品町・千城台北一丁目・千城台北二丁目・千城台北三丁目・千城台北四丁目・千城台西一丁目・千城台西二丁目・千城台西三丁目・千城台東一丁目・千城台東二丁目・千城台東三丁目・千城台東四丁目・千城台南一丁目・千城台南二丁目・千城台南三丁目・千城台南四丁目・都賀一丁目・都賀二丁目・都賀三丁目・都賀四丁目・都賀五丁目・都賀の台一丁目・都賀の台二丁目・都賀の台三丁目・都賀の台四丁目・西都賀一丁目・西都賀二丁目・西都賀三丁目・西都賀四丁目・西都賀五丁目・原町・若松町・若松台一丁目・若松台二丁目及び若松台三丁目並びに大草町・金親町・北谷津町及び下田町の各一部
		千葉市緑区 大金沢町・落井町・おゆみ野一丁目・おゆみ野二丁目・おゆみ野三丁目・おゆみ野四丁目・おゆみ野五丁目・おゆみ野六丁目・おゆみ野有吉・おゆみ野中央一丁目・おゆみ野中央二丁目・おゆみ野中央三丁目・おゆみ野中央四丁目・おゆみ野中央五丁目・おゆみ野中央六丁目・おゆみ野中央七丁目・おゆみ野中央八丁目・おゆみ野中央九丁目・おゆみ野南一丁目・おゆみ野南二丁目・おゆみ野南三丁目

名 称	位 置	所 管 区 域
千葉水道事務所	千葉市中央区南町1丁目4番7号	目・おゆみ野南四丁目・おゆみ野南五丁目・おゆみ野南六丁目・鎌取町・刈田子町・小金沢町・椎名崎町・大膳野町・高田町・富岡町・中西町・東山科町・平川町・平山町・古市場町・辺田町・誉田町一丁目・誉田町二丁目・誉田町三丁目及び茂呂町 千葉市美浜区 幸町一丁目・幸町二丁目及び新港
千葉水道事務所 千葉西支所	千葉市美浜区真砂5丁目20番	千葉市中央区 千葉水道事務所の所管区域以外の区域 千葉市花見川区 全部の区域 千葉市稲毛区 千葉水道事務所の所管区域以外の区域 千葉市若葉区 愛生町・殿台町・東寺山町・みつわ台一丁目・みつわ台二丁目・みつわ台三丁目・みつわ台四丁目・みつわ台五丁目及び源町 千葉市美浜区 千葉水道事務所の所管区域以外の区域
千葉水道事務所 市原支所	市原市五所 1445 番 4 号	市原市のうち、青葉台一丁目・青葉台二丁目・青葉台三丁目・青葉台四丁目・青葉台五丁目・青葉台六丁目・青葉台七丁目・青葉台八丁目・青柳一丁目・青柳二丁目・青柳三丁目・青柳北一丁目・青柳北二丁目・青柳北三丁目・青柳北四丁目・青柳緑地・旭五所・姉崎・姉崎海岸・姉崎西一丁目・姉崎西二丁目・姉崎西三丁目・天羽田・飯沼・泉台一丁目・泉台二丁目・泉台五丁目・市原・今津朝山・不入斗・岩崎・岩崎一丁目・岩崎二丁目・岩崎西一丁目・岩崎緑地・岩野見・大厩・柏原・片又木・加茂・加茂一丁目・加茂二丁目・菊間・北国分寺台一丁目・北国分寺台二丁目・北国分寺台三丁目・北国分寺台四丁目・北国分寺台五丁目・君塚・君塚一丁目・君塚二丁目・君塚三丁目・君塚四丁目・君塚五丁目・草刈・五井・五井海岸・五井金杉一丁目・五井金杉二丁目・五井金杉三丁目・五井金杉四丁目・五井中央西一丁目・五井中央西二丁目・五井中央西三丁目・五井中央東一丁目・五井中央東二丁目・五井西一丁目・五井西二丁目・五井西三丁目・五井西四丁目・五井西五丁目・五井西六丁目・五井西七丁目・五井東一丁目・五井東二丁目・五井東三丁目・五井南海岸・郡本・郡本一丁目・郡本二丁目・郡本三丁目・郡本四丁目・郡本五丁目・郡本六丁目・国分寺台中央一丁目・国分寺台中央二丁目・国分寺台中央三丁目・国分寺台中央四丁目・国分寺台中央五丁目・国分寺台中央六丁目・国分寺台中央七丁目・五所・西広・西広一丁目・西広二丁目・西広三丁目・西広四丁目・西広五丁目・桜台一丁目・桜台二丁目・桜台三丁目・桜台四丁目・椎津・椎の木台一丁目・椎の木台二丁目・島野・白塚・白金町一丁目・白金町二丁目・白金町三丁目・白金町四丁目・白金町五丁目・白金町六丁目・諏訪一丁目・諏訪二丁目・惣社・惣社一丁目・惣社二丁目・惣社三丁目・惣社四丁目・惣社五丁目・辰巳台西一丁目・辰巳台西二丁目・辰巳台西三丁目・辰巳台西四丁目・辰巳台西五丁目・辰巳台東一丁目・辰巳台東二丁目・辰巳台東三丁目・辰巳台東四丁目・辰巳台東五丁目・玉前・玉前西一丁目・玉前西二丁目・玉前西三丁目・玉前緑地・千種一丁目・千種二丁目・千種三丁目・千種四丁目・千種五丁目・千種六丁目・千種七丁目・千種海岸・ちはら台西一丁目・ちはら台西二丁目・ちはら台西三丁目・ちはら台西四丁目・ちはら台西五丁目・ちはら台西六丁目・ちはら台東一丁目・ちはら台東二丁目・ちはら台東三丁目・ちはら台東四丁目・ちはら台東五丁目・ちはら台東六丁目・ちはら台東七丁目・ちはら台東八丁目・ちはら台東九丁目・ちはら台南一丁目・ちはら台南二丁目・ちはら台南三丁目・ちはら台南四丁目・ちはら台南五丁目・ちはら台南六丁目・廿五里・出津・出津一丁目・中西町・西国分寺台一丁目・西国分寺台二丁目・西五所・西野谷・根田・根田一丁目・根田二丁目・根田三丁目・根田四丁目・能満・野毛・畑木・東国分寺台一丁目・東国分寺台二丁目・東国分寺台三丁目・東国分寺台四丁目・東国分寺台五丁目・東五所・平田・深城・藤井・藤井一丁目・藤井二丁目・藤井三丁目・藤井四丁目・古市場・松ヶ島・松ヶ島一丁目・松ヶ島二丁目・松ヶ島西一丁目・松ヶ島緑地・南国分寺台一丁目・南国分寺台二丁目・南国分寺台三丁目・南国分寺台四丁目・南国分寺台五丁目・迎田・村上・茂呂町・門前・門前一丁目・門前二丁目・山木・山田橋・山田橋一丁目・山田橋二丁目・山田橋三丁目・八幡・八幡石塚一丁目・八幡石塚二丁目・八幡浦一丁目・八幡浦二丁目・八幡海岸通・八幡北町一丁目・八幡北町二丁目・八幡北町三丁目・有秋台西一丁目・有秋台西二丁目・有秋台東一丁目・有秋台東二丁目・有秋台東三丁目・若宮一丁目・若宮二丁目・若宮三丁目・若宮四丁目・若宮五丁目・若宮六丁目及び若宮七丁目並びに泉台三丁目・泉台四丁目・今富・海保・西広六丁目及び町田の各一部
船橋水道事務所	船橋市高瀬町 62 番 12 号	船橋市のうち、旭町・旭町一丁目・旭町二丁目・旭町三丁目・旭町四丁目・旭町五丁目・旭町六丁目・東町・市場一丁目・市場二丁目・市場三丁目・市場四丁目・市場五丁目・印内一丁目・印内二丁目・印内三丁目・印内町・海神一丁目・海神二丁目・海神三丁目・海神四丁目・海神五丁目・海神六丁目・海神町二丁目・海神町三丁目・海神町西一丁目・海神町東一丁目・海神町南一丁目・葛飾町二丁目・上山町一丁目・上山町二丁目・上山町三丁目・北本町一丁目・北本町二丁目・行田一丁目・行田二丁目・行田三丁目・行田町・古作一丁目・古作二丁目・古作三丁目・古作四丁目・古作町・栄町一丁目・栄町二丁目・潮見町・駿河台一丁目・駿河台二丁目・高瀬町・中野木一丁目・中野木二丁目・夏見一丁目・夏見二丁目・夏見三丁目・夏見四丁目・夏見五丁目・夏見六丁目・夏見七丁目・夏見台一丁目・夏見台二丁目・夏見台三丁目・夏見台四丁目・夏見台五丁目・夏見台六丁目・夏見町二丁目・西浦一丁目・西浦二丁目・西浦三丁目・西船一丁目・西船二丁目・西船三丁目・西船四丁目・西船五丁目・西船六丁目・西船七丁目・浜町一丁目・浜町二丁目・浜町三丁目・東中山一丁目・東中山二丁目・東船橋一丁目・東船橋二丁目・東船橋三丁目・

名 称	位 置	所 管 区 域
船橋水道事務所	船橋市高瀬町62番12号	東船橋四丁目・東船橋五丁目・東船橋六丁目・東船橋七丁目・日の出一丁目・日の出二丁目・藤原一丁目・藤原二丁目・藤原三丁目・藤原四丁目・藤原五丁目・藤原六丁目・藤原八丁目・二子町・本郷町・本町一丁目・本町二丁目・本町三丁目・本町四丁目・本町五丁目・本町六丁目・本町七丁目・前貝塚町・前原西一丁目・前原西二丁目・前原西三丁目・前原西四丁目・前原西五丁目・前原西六丁目・前原西七丁目・前原西八丁目・前原東一丁目・前原東二丁目・前原東三丁目・前原東四丁目・前原東五丁目・前原東六丁目・湊町一丁目・湊町二丁目・湊町三丁目・南海神一丁目・南海神二丁目・南本町・宮本一丁目・宮本二丁目・宮本三丁目・宮本四丁目・宮本五丁目・宮本六丁目・宮本七丁目・宮本八丁目・宮本九丁目・本中山一丁目・本中山二丁目・本中山三丁目・本中山四丁目・本中山五丁目・本中山六丁目・本中山七丁目・山手一丁目・山手二丁目・山手三丁目・山野町・若松一丁目・若松二丁目及び若松三丁目並びに藤原七丁目の一部並びに習志野市のうち、茜浜一丁目・茜浜二丁目・茜浜三丁目・秋津一丁目・秋津二丁目・秋津三丁目・秋津四丁目・秋津五丁目・香澄一丁目・香澄二丁目・香澄三丁目・香澄四丁目・香澄五丁目・香澄六丁目・鷺沼一丁目・鷺沼二丁目・鷺沼三丁目・鷺沼四丁目・鷺沼五丁目・芝園一丁目・芝園二丁目・芝園三丁目・袖ヶ浦一丁目・袖ヶ浦二丁目・袖ヶ浦三丁目・袖ヶ浦四丁目・袖ヶ浦五丁目・袖ヶ浦六丁目・津田沼二丁目・津田沼四丁目・津田沼五丁目・津田沼六丁目・津田沼七丁目・奏の杜一丁目・奏の杜二丁目・奏の杜三丁目・谷津一丁目・谷津二丁目・谷津三丁目・谷津四丁目・谷津五丁目・谷津六丁目・谷津七丁目及び谷津町並びに津田沼三丁目の一部
船橋水道事務所 船橋北支所	船橋市高根台1丁目5番1号	船橋市のうち、大穴北一丁目・大穴北二丁目・大穴北三丁目・大穴北四丁目・大穴北五丁目・大穴北六丁目・大穴北七丁目・大穴北八丁目・大穴町・大穴南一丁目・大穴南二丁目・大穴南三丁目・大穴南四丁目・大穴南五丁目・大神保町・金杉一丁目・金杉二丁目・金杉三丁目・金杉四丁目・金杉五丁目・金杉六丁目・金杉七丁目・金杉八丁目・金杉九丁目・金杉台一丁目・金杉台二丁目・金杉町・金堀町・楠が山町・車方町・高野台一丁目・高野台二丁目・高野台三丁目・高野台四丁目・高野台五丁目・小野田町・米ヶ崎町・古和釜町・咲が丘一丁目・咲が丘二丁目・咲が丘三丁目・咲が丘四丁目・芝山一丁目・芝山二丁目・芝山三丁目・芝山四丁目・芝山五丁目・芝山六丁目・芝山七丁目・新高根一丁目・新高根二丁目・新高根三丁目・新高根四丁目・新高根五丁目・新高根六丁目・神保町・鈴身町・高根台一丁目・高根台二丁目・高根台三丁目・高根台四丁目・高根台五丁目・高根台六丁目・高根台七丁目・高根町・滝台一丁目・滝台二丁目・滝台町・田喜野井一丁目・田喜野井三丁目・田喜野井四丁目・田喜野井五丁目・田喜野井六丁目・田喜野井七丁目・坪井町・坪井西・坪井東・豊富町・七林町・習志野一丁目・習志野二丁目・習志野三丁目・習志野台一丁目・習志野台二丁目・習志野台三丁目・習志野台四丁目・習志野台五丁目・習志野台六丁目・習志野台七丁目・習志野台八丁目・西習志野一丁目・西習志野二丁目・西習志野三丁目・西習志野四丁目・二宮一丁目・二宮二丁目・飯山満町一丁目・飯山満町二丁目・飯山満町三丁目・二和西一丁目・二和西二丁目・二和西三丁目・二和西四丁目・二和西五丁目・二和西六丁目・二和東一丁目・二和東二丁目・二和東三丁目・二和東四丁目・二和東五丁目・二和東六丁目・馬込町・松が丘一丁目・松が丘二丁目・松が丘三丁目・松が丘四丁目・松が丘五丁目・丸山一丁目・丸山二丁目・丸山三丁目・丸山四丁目・丸山五丁目・三咲一丁目・三咲二丁目・三咲三丁目・三咲四丁目・三咲五丁目・三咲六丁目・三咲七丁目・三咲八丁目・三咲九丁目・三咲町・緑台一丁目・緑台二丁目・南三咲一丁目・南三咲二丁目・南三咲三丁目・南三咲四丁目・みやぎ台一丁目・みやぎ台二丁目・みやぎ台三丁目・みやぎ台四丁目・八木が谷一丁目・八木が谷二丁目・八木が谷三丁目・八木が谷四丁目・八木が谷五丁目・八木が谷町・薬円台一丁目・薬円台二丁目・薬円台三丁目・薬円台四丁目・薬円台五丁目・薬円台六丁目及び薬園台一丁目並びに田喜野井町二丁目・習志野四丁目及び藤原七丁目の各一部並びに鎌ヶ谷市
船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所	印西市高花2丁目1番4号	船橋市のうち小室町、印西市のうち泉、泉野一丁目・泉野二丁目・泉野三丁目・内野一丁目・内野二丁目・内野三丁目・大塚一丁目・大塚二丁目・大塚三丁目・小倉台一丁目・小倉台二丁目・小倉台三丁目・小倉台四丁目・鹿黒南一丁目・鹿黒南二丁目・鹿黒南三丁目・鹿黒南四丁目・鹿黒南五丁目・木刈一丁目・木刈二丁目・木刈三丁目・木刈四丁目・木刈五丁目・木刈六丁目・木刈七丁目・白幡飛地・高花一丁目・高花二丁目・高花三丁目・高花四丁目・高花五丁目・高花六丁目・滝野一丁目・滝野二丁目・滝野三丁目・滝野四丁目・滝野五丁目・滝野六丁目・滝野七丁目・中央北一丁目・中央北二丁目・中央北三丁目・中央南一丁目・中央南二丁目・つくりや台一丁目・つくりや台二丁目・戸神台一丁目・戸神台二丁目・西の原一丁目・西の原二丁目・西の原三丁目・西の原四丁目・西の原五丁目・原一丁目・原二丁目・原三丁目・原四丁目・原山一丁目・原山二丁目・原山三丁目・東の原一丁目・東の原二丁目・東の原三丁目・舞姫一丁目・舞姫二丁目・舞姫三丁目・牧の木戸一丁目・牧の台一丁目・牧の台二丁目・牧の台三丁目・牧の原一丁目・牧の原二丁目・牧の原三丁目・牧の原四丁目・牧の原五丁目・牧の原六丁目・美瀬一丁目・美瀬二丁目・みどり台一丁目・みどり台二丁目・みどり台三丁目・武西学園台一丁目・武西学園台二丁目・武西学園台三丁目・若萩一丁目・若萩二丁目・若萩三丁目及び若萩四丁目並びに和泉・大森・小倉・鹿黒・結縁寺・瀬戸・草深・惣深新田飛地・宗甫・多々羅田・造谷・角田・戸神・船尾・別所・武西及び竜腹寺の各一部、白井市のうち池の上一丁目・池の上二丁目・池の上三丁目・大山西一丁目・大山西二丁目・けやき台一丁目・けやき台二丁目・桜台一丁目・桜台二丁目・桜台三丁目・桜台四

名 称	位 置	所 管 区 域
市川水道事務所 葛南支所	市川市新井3丁目15番10号	市川市のうち市川水道事務所の所管区域以外の区域及び浦安市

(3) 事務分掌

管理部

1. 職員の進退及び身分に関する事。
2. 財務に関する事。
3. その他水道業務一般に関する事。

総務企画課

1. 局内の総合調整に関する事。
2. 県水お客様センター、水道事務所及び施設整備センターに関する事。
3. 県議会に関する事。
4. 文書及び物品の受発、記録、審査、編さん並びに保存に関する事。
5. ほう賞に関する事。
6. 儀式に関する事。
7. 職員の賠償責任（財務課において所掌するものを除く。）に関する事。
8. 職員の定数及び組織に関する事。
9. 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する事。
10. 職員の勤務成績の評定に関する事。
11. 職員の給料、諸手当、旅費及び費用弁償に関する事。
12. 職員住宅に関する事。
13. 職員の福利厚生に関する事。
14. 被服等の貸与に関する事。
15. 公務災害に関する事。
16. 職員の衛生管理に関する事。
17. 児童手当及び子ども手当に関する事。
18. 公印の管守に関する事。
19. 勤務時間その他勤務条件に関する事。
20. 労働組合に関する事。
21. 職員の研修及び教養に関する事。
22. 法規審査及び訟務に関する事。
23. 水道局経営の企画に関する事。
24. 事業計画の策定及び事業実施上の総合調整に関する事。
25. 水道事業に係る調査及び統計に関する事。
26. 包括外部監査に関する事。
27. 行財政改革に関する事。
28. 県の総合計画に係る連絡調整に関する事。
29. 千葉県水道事業運営審議会の連絡調整に関する事。
30. 事業認可に関する事。
31. 環境会計に関する事。
32. 環境施策の推進に関する事。
33. 広報の企画及び実施に関する事。
34. 広報委員会議に関する事。
35. 局のホームページの運営管理に関する事。
36. 水道局経営の分析に関する事。
37. 将来財政推計に関する事。
38. その他局内他課に属しない事項に関する事。

業務振興課

1. 経営品質及びお客様満足度向上に関する事。
2. 業務の改善に関する事。
3. 水道事業改善計画に関する事。
4. 広聴の企画及び実施に関する事。
5. 広聴委員会議に関する事。
6. 情報化の推進に関する事。
7. 情報システム開発及び維持管理に関する事。
8. 水道料金その他公金の徴収事務の委託及び指導に関する事。
9. 水道料金の計算に係る連絡調整に関する事。
10. 千葉県水道事業給水条例（昭和三十六年千葉県条例第四十六号。以下「給水条例」という。）第三十四条及び第三十五条の規定による過料（給水課において所掌するものを除く。）に関する事。
11. 県水お客様センター及び水道事務所の業務に伴う補償（給水課において所掌するものを除く。）の総括に関する事。

財務課

1. 予算の編成に関する事。
2. 予算の執行調査及び調整に関する事。
3. 剰余金の処分及び財務の総合調整に関する事。
4. 企業債及び企業債前借金に関する事。
5. 国庫補助金及び一般会計出資金に関する事。
6. 資産の取得、管理及び売却その他の処分の総括に関する事。
7. 固定資産の経理に関する事。
8. 庁舎の移転に係る局内外の調整に関する事。
9. 本局に属する自動車の集中管理に関する事。
10. 本局に係る公金の出納及び保管並びにその他の会計事務並びに出先機関に係る公金の出納（支払に関する事に限る。）に関する事。
11. 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
12. 支払資金の運用に関する事。
13. 事務用の備品及び消耗品の総合計画に関する事。
14. 事務用の備品及び消耗品の調達、出納及び保管に関する事。
15. 本局に係る収入の徴収に関する事。
16. 一時借入金に関する事。
17. 企業出納員、現金取扱員及び資金前渡職員の賠償責任に関する事。
18. 検収検査員の指定及び解除に関する事。
19. 源泉徴収する所得税及び特別徴収する地方税の徴収及び納付に関する事。
20. 消費税及び地方消費税の納付に関する事。
21. 会計事務の企画及び指導に関する事。
22. 決算に関する事。
23. 業務状況説明書類に関する事。
24. 会計書類の審査及び確認に関する事。
25. 資金前渡に関する事。
26. 例月経理状況報告に関する事。
27. 例月出納検査及び決算審査に関する事。
28. 契約事務の指導に関する事。
29. 契約の締結に関する事。

30. 建設工事等に係る指名業者の選定に関する事。
31. 土地（定着物を含む。）の買収、交換、収用及び登記に関する事。
32. 料金体系に関する事。
33. 財政健全化計画に関する事。
34. 大規模施設整備事業等事前評価に関する事。
35. 会計事務（出納、契約及び財産管理に限る。）の検査に関する事。
36. 本局庁舎の整備及び管理並びに出先機関庁舎の管理指導に関する事。

水道部

1. 浄水及び配水に関する事。
2. 施設の建設に関する事。
3. その他水道技術に関する事。

計画課

1. 建設工事及び拡張工事の将来計画に関する事。
2. 危機管理の総合調整に関する事。
3. 危機管理対策本部に関する事。
4. 建設計画及び拡張計画に必要な資料の収集及び統計調査に関する事。
5. 建設計画又は拡張計画に伴う補償に関する事。
6. 水道技術の調査及び研究に関する事。
7. 職員の安全管理に関する事。
8. 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）の大規模な建設工事の総合調整に関する事。
9. 庁舎及び職員住宅の建築に係る技術的な助言に関する事。
10. 施設整備センターの業務（第八号に規定する工事に伴うものに限る。）に伴う補償の総括に関する事。
11. 課において所掌する事業用器材及び消耗品の需給計画に関する事。
12. 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関する事。
13. 工事の指導、検査、工程管理等に関する事。
14. 渇水対策に関する事。
15. おいしい水づくりに関する事。
16. 水源及び水利権に関する事。
17. 他の水道事業者及び水道用水供給事業者との水需給の調整（将来計画及び基本協定等に係ることに限る。）に関する事。

浄水課

1. 浄水場、給水場及び水質センターに関する事。
2. 水質に関する事。
3. 給配水の総合調整に関する事。
4. 浄水技術の調査及び研究の総合調整に関する事。
5. 電気工作物の工事の設計及び施行に関する事。
6. 電気工作物の維持管理に関する事。
7. 排水処理及び汚泥の処分にに関する事。
8. 業務用無線の総括に関する事。
9. 水質の異状又は水量の不足等に起因する給水条例第十三条第二項の規定による給水の制限又は停止の予告に関する事。
10. 課において所掌する事業用器材及び消耗品の需給計画に関する事。

11. 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）の建設工事（計画課において所掌するものを除く。）及び修繕工事の総合調整に関すること。
12. 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）に係る災害対策の実施に関すること。
13. 他の水道事業者及び水道用水供給事業者との水需給の調整（計画課において所掌するものを除く。）に関すること。
14. 施設整備センターの業務（計画課及び給水課において所掌するものを除く。）に伴う補償の総括に関すること。

給水課

1. 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者並びに中小企業等協同組合に関すること。
2. 送配水管の建設工事及び補修工事並びに給水装置の工事の総合調整に関すること。
3. 送配水管に係る災害対策の実施に関すること。
4. 給水条例第三十条の二に規定する給水申込納付金に関すること。
5. 給水条例第三十条の三に規定する開発負担金に関すること。
6. 送配水管及び給水装置の維持管理の総括に関すること。
7. 電磁的記録の管理に関すること。
8. 漏水防止に関すること。
9. 給水条例第三十四条及び第三十五条の規定による過料（給水装置に係るものに限る。）に関すること。
10. 送配水管及び給水管の建設工事又は補修工事に起因する給水条例第十三条第二項の規定による給水の制限又は停止の予告（浄水課において所掌するものを除く。）に関すること。
11. 事業用器材及び消耗品の調達及び売却並びに出納及び保管に関すること。
12. 事業用器材の修理に関すること。
13. 事業用器材及び消耗品の需給計画に関すること。
14. 水道事務所及び施設整備センターの業務（第二号に規定する工事及び第六号に規定する維持管理に伴うものに限る。）に伴う補償の総括に関すること。
15. 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。
16. 給水区域の総合調整に関すること。
17. 設計積算及び積算基準に関すること。
18. 給水条例第二十二条の二第一項に規定する指導、助言及び勧告の総括に関すること。

県水お客様センター

1. 給水条例第十四条の規定による給水の申込みの承認に関すること。
2. 給水条例第十九条第一項第一号、第五号及び第二項の規定による届出の受理に関すること。
3. 水道料金の口座振替に関すること。
4. 料金の納入の通知に関すること。
5. 公金の出納（財務課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関すること。
6. 水道相談に関すること。
7. 水道料金納入証明書の発行に関すること。
8. 量水器の点検及び料金の調定（水道事務所において所掌するものを除く。）に関すること。
9. 水道事務所が収納した料金の管理並びに出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び公金の収納の事務の委託を受けた者が収納した料金の管理に関すること。
10. 検針事務受託者及び公金徴収事務受託者の検査に関すること。

水道事務所

1. 量水器の点検及び料金の調定（水道使用場所における調査又は交渉を要するものに限る。）に関すること。
2. 料金の収納（県水お客様センターにおいて所掌するものを除く。）及び工事費その他の公金の徴収に関すること。
3. 給水条例第三十条の二に規定する給水申込納付金の徴収に関すること。
4. 給水条例第三十条の三に規定する開発負担金の徴収に関すること。
5. 水道用器材及び消耗品の需給の計画並びにその出納及び保管に関すること。
6. 公金の出納（財務課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関すること。
7. 指定給水装置工事事業者に関すること。
8. 公金収納事務受託者の指導及び監督に関すること。
9. 応急給水に関すること。
10. 給水の制限又は停止の予告に関すること。
11. 送配水管及び給水装置等の維持管理に関すること。
12. 給水装置工事の実施に関すること。
13. 指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事の指導、監督及び検査に関すること。
14. 主要な送配水管の建設工事の実施に関すること。
15. 送配水管の補修工事の実施に関すること。
16. その他所管区域内の工務に関すること。
17. 水道事務所の業務に伴う補償に関すること。
18. 給水条例第二十二条の二第一項に規定する指導、助言及び勧告に関すること。

施設整備センター

1. 水道事業（千葉県水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一年千葉県条例第六十一号）第二条第一項の規定により設置された水道事業をいう。以下同じ。）の建設工事に係る工事用器材及び消耗品の需給計画並びにその出納及び保管に関すること。
2. 水道事業の建設工事の工事に係る公金の出納（財務課において所掌するものを除く。）及び保管、会計書類の保管、その他の会計事務に関すること。
3. 浄水作業（主要な浄水薬品等の調達に係るものに限る。）に関すること。
4. 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）の建設工事及び修繕工事（浄水場及び給水場において所掌するものを除く。）の実施に関すること。
5. 送配水管の建設工事（水道事務所で所掌するものを除く。）の実施に関すること。
6. 施設整備センターの業務に伴う補償に関すること。

浄水場及び給水場

1. 導水、配水及び送水作業に関すること。
2. 電気及び機械に関すること。
3. 庁舎、水源施設及び器材の維持管理に関すること。
4. 浄水作業に関すること。
5. 水質の検査に関すること。
6. 排水処理及び汚泥の処分の実施に関すること。
7. 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）の軽微な建設工事及び修繕工事の実施に関すること。
8. 栗山浄水場 栗山浄水場、ちば野菊の里浄水場、北船橋給水場及び松戸給水場の所管に係る公金の出納（財務課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその会計事務及び会計書類の保管に関すること。

9. 柏井浄水場 柏井浄水場及び北総浄水場の所管に係る公金の出納（財務課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関する事。
10. 福増浄水場 福増浄水場及び誉田給水場の所管に係る公金の出納（財務課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関する事。

水質センター

1. 微量有機化学物質等の調査及び分析に関する事。
2. 水処理技術及び分析技術の調査、研究及び開発に関する事。
3. 水源水質監視に関する事。
4. 浄水場、給水場、給水栓等の水質の検査に関する事（浄水場において所掌するものを除く。）。
5. 公金の出納（財務課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関する事。